

令和 7 年度までの事業まとめ

1. 検討の経過

○背景と課題

昭和 4 年に震災の記憶を伝えるシンボルとして建てられた丹後震災記念館は、平成 23 年度の耐震診断で耐震性能不足（Is 値（*1）0.17）とされ、平成 24 年度から立入禁止としています。

○事業の始動

震災から 100 年が近づく中、令和 6 年度に「丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会」を立ち上げるとともに、パブリックミーティングを通じて市民の意見を集める取組を実施しました。

○方針の取りまとめ

令和 7 年 3 月に、建物を存続させ内部利活用につなげる「丹後震災記念館耐震化・利活用に関する方針書」を検討委員会で取りまとめました。

○基本計画の策定

令和 7 年度に再度の診断（Is 値 0.37）や耐震工法調査、公民連携サウンディング調査を行い、それらの結果を反映して「丹後震災記念館耐震化・利活用基本計画」を検討委員会で策定しました。



（*1）Is 値（構造耐震指標）：建物の地震に対する「強さ（強度）」と「粘り強さ（変形能力）」を複合的に評価した、耐震診断における指標。一般的に Is 値が 0.6 以上であれば、震度 6 強～7 程度の大地震においても「倒壊・崩壊の危険性が低い」と判断され、これを目安に耐震改修の必要性が決まるとされている。

2. 利活用の検討状況（基本計画より）

○コンセプト

「つなぐ記憶、ひろがる交流 ―震災の記憶を未来へつなぐ、学びと交流のランドマーク―」

《3 つの基本方針》

- ①震災の記憶継承…震災資料の収蔵・展示機能を確保し、建物の文化財的価値を保存。
- ②日常の賑わい創出…学習やワーク、イベントが行える「地域の日常空間（サードプレイス）」。
- ③公民連携による機能融合…民間事業者によるカフェ等の機能を併設し、自立度の高い運営。

○具体的なゾーニング

1 階の講堂をイベントホール、北側事務室を展示室、2 階にカフェ・コワーキングスペースや貸館スペースを配置する案を検討しています。

○運営スキーム

サウンディング調査を踏まえ、公共性を保つ「指定管理者制度」と、収益性を重視する「スモールコンセプション・賃貸借方式」、それらのハイブリッド方式を検討しています。



これはAI生成によるイメージ画像です

3. 耐震化の方向性

3-1. 耐震診断

○令和7年度に改めて実施しました。全体的に状況が悪いことに変わりなく(Is値0.37、コンクリート圧縮強度12.3N/mm²)、求める利活用のあり方と文化財修理とのバランスを考えたより詳細な工法調査を行い、可能性を見出すことが必要な結論となりました。

3-2. 耐震工法調査

○目標値

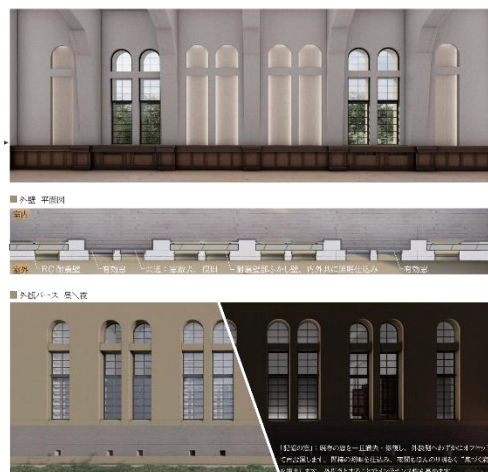
指定文化財としての価値の維持と利活用のバランスを考慮し、Is値0.6以上(耐震安全性:Ⅲ類)の回復を現実的な目標として調査を行いました。

○耐震工法

A案(免震)、B案(内部補強)、C案(外部補強)、D案(負荷分散)の4案が考えられる中、現時点で最も実現性が高いB案(RC耐震壁の新設)を中心に検討を実施しました。

○今後の課題

RC補強壁による内部補強のみでは講堂の採光が制限され、かつ開口部が閉じられることが指定文化財としても厳しいため、他の案との併用も視野に今後さらに検討する必要があります。



3-3. 概算(工事費)

○詳細な工法調査に基づき算出された概算費用は以下の通りです。

- ・本体耐震改修工事…**約13億2,000万円**(税込)
- ・エレベーター棟増設(オプション): **約2億7,500万円**(税込)
※バリアフリー化のためにエレベーター棟を新設する場合の追加費用。
- ・**合計で約16億円**の概算費用となっています。

4. 補助金等活用

○京都府指定文化財の補助金は地方公共団体所有物件には対象外となっているため、防災・観光等ほかの分野の補助金や、国の補助金制度で活用できるものを検討しています。

○クラウドファンディングやふるさと納税(文化財保存活用基金)等を活用し、できるだけ資金を調達するとともに、これをより多くの方々に丹後震災を知ってもらえる機会とします。

5. 今後のスケジュール

基本計画で示した最短のスケジュールは以下のとおりです（状況により変動が生じます）。

- 令和 8 年度 方向性決定・詳細検討（パブリックコメント、利活用精査）
- 令和 9 年度 基本設計（工法の方向性決定、レイアウト概要設計）
- 令和 10 年度 実施設計（詳細図面の作成、許認可手続き）
- 令和 11 年度 耐震改修工事開始

※この間、令和 9 年 3 月に丹後震災 100 年、令和 11 年 12 月に記念館竣工 100 年。

6. 今後の主な課題の整理

- 基本計画を受けて、市としての方向性を検討すること。
- 基本計画で示した工法では不十分な状況にあり、別に複数の工法を検討し、特に指定文化財としてクリアできる工法を導き出すこと。
- 利活用と維持管理の方法について、さらに具体化すること。
- 改修にかかる資金の調達方法を探し出すこと。